

# 鎌倉市交通需要管理検討業務委託 仕様書

## 1 総 則

本仕様書は、「鎌倉市交通需要管理検討業務委託」（以下「業務」という。）に適用する。

## 2 目 的

本業務は、(仮称) 鎌倉ロードプライシング（以下「ロードプライシング」という。）の実施に向けて、平成 31 年度に予定している社会実験の計画立案及び計画遂行のために必要な仕様書を作成するほか、鎌倉市が設置する「鎌倉市交通計画検討委員会・特別委員会」（以下「特別委員会」という。）及び「鎌倉市交通計画検討委員会・特別委員会幹事会」（以下「幹事会」という。）について、委員から専門的な指導・助言を受け、法制度、課金システム等の諸課題について調査・検討を行うことを目的とする。

## 3 履行期間

契約締結日から平成 31 年 3 月 29 日までとする。

## 4 業務内容

本業務の業務内容は、以下のとおりとする。

### (1) ロードプライシングの実施に向けた準備・検証

#### ア 計画立案及び仕様書の作成

平成31年度の社会実験（課金シミュレーション）に向けた実施計画の立案及び必要な仕様書を作成する。

なお、別途、国土交通省の「鎌倉エリア観光渋滞対策実験協議会（以下「協議会」という。）において行われる社会実験の内容と重複しないものとする。

#### (留意事項)

- ・社会実験の実施計画書には、平成30年度の成果や、これまでのロードプライシングに係る検討経過を踏まえた上で、目的、内容、期間、場所、方法等を明記するとともに、社会実験後の本格実施までのスケジュール（課題を含む）等を記載する。
- ・仕様書には、実験に用いるシステムの構成（機器の仕様や台数等）のほか、必要な費用及び関係協議先等を記載するとともに本格実施を行う場合の概算の費用を算出する。
- ・社会実験については国庫補助の活用を予定していることから、申請に関する資料の作成を行う。

#### イ ETCの動作確認等

一般道での自動車の挙動を想定し、課金を目的とするETCによる捕捉状況等をテストコース等における実験により検証する。

夜間・荒天時等の状況についても把握する。

#### (留意事項)

- ・対象車両が一旦停止や減速をしないという条件で、ETCの課金に係る動作確認をその通信時間を加味した形で行う。
- ・動作確認を実施する場所や使用する機材等は受託者が用意する。

#### ウ ETC車載率の把握・検証と非搭載車両に対応するための事務量の算出

ETC非搭載車両に対する課金を行う際の事務量を算出するため、一般道においてETCを設置し、ETCの車載率を把握・検証する。

#### (留意事項)

- ・事務量の算出を行う際は、人数、時間、費用、事務内容等の事項を明確にする。

- ・動作確認を実施する場所や使用する機材等は受託者が用意する。
- エ 走行中の車両のナンバープレート読取状況の検証
- ETC非搭載車両からの課金に対応するため、一般道での自動車の挙動を想定し、カメラによるナンバープレートの読込精度を、テストコース等における実験により確認する。
- 夜間・荒天時等の状況についても把握する。
- (留意事項)
- ・ナンバープレート読取状況の検証に使用するカメラ等の機材や検証場所等は受託者が準備する。
  - ・読込精度については、どの程度で、実施条件（天候、時間帯等）によって変化があるのか、ある場合にはどうすれば精度が向上するのか等の改善案も併記する。
- オ 上記イ、ウ、エの結果を踏まえた上での想定される課金箇所における機器（ETC及びカメラ）の設置条件のとりまとめ
- 想定される課金箇所の設置条件については、現況調査をもとにとりまとめる。
- (留意事項)
- ・ロードプライシングの実施に向けた準備にあたり、鎌倉市が考えている課金箇所の確認や設置の可否を調査するとともに、設置条件や課題等を取りまとめる。
- (2) 特別委員会等の開催運営
- 特別委員会（2回開催）、幹事会（2回開催）、その他必要となる会議等の資料作成や会議録の作成等を行うものとする。（資料の事前送付作業等を含む。）
- なお、特別委員会及び幹事会を合同開催する場合は、特別委員会を1回開催するものとみなす。
- (留意事項)
- ・特別委員会での意見を鎌倉市交通計画検討委員会（以下、「検討委員会」という。）に報告していくことから、検討委員会には事務局として参加する。
  - ・検討委員会に特別委員会の資料を用いる場合、その資料を作成するほか、会議において必要に応じて資料の説明を行う。
  - ・国土交通省が設置する実験協議会との連携を図るための資料を作成するとともに、実験協議会に同席し、情報収集を行う。
- (3) 調査・分析等
- 特別委員会の会議等、要請される事項について、発注者と協議の上、適宜調査、分析、検討を行うものとする。（関係法令、関連資料収集及び調査分析、留意事項の検討等）
- (留意事項)
- ・関係法令、関連資料収集及び調査分析において、国等に直接情報収集を図るものとする。
- (4) 各委員との連絡調整
- 特別委員会の開催等、各委員（関係行政機関等）との調整事務を行うものとする。
- (留意事項)
- ・特別委員会の開催日等を各委員に通知するほか、資料の事前発送を行うものとする。また、委員に通知すべき事項が生じた場合、市の指示に従い対応を図るものとする。

## 5 協議・打合せ

8回程度とする。

## 6 会議室等の借用

受注者は、特別委員会、幹事会等における会議開催に要する会議室等を確保する。（費用負担・会場設営等含む。）

## 7 業務の進め方

- (1) 受注者は、業務を実施するに当たり、発注者の意図及び目的を十分理解し、適切な人員を配置し、発注者との連絡を密にして円滑な進捗を図るように努めなければならない。また、仕様書に記載のない事項は、十分に目的を理解した上で、発注者の指示に従うものとする。
- (2) 業務に係わる資料・成果物等については、内容が外部に漏れることのないように慎重に取り扱うこと。
- (3) 提出資料については、十分に精査及び確認を行うこと。

## 8 法令等の遵守

法令・条例等の関係諸法規を遵守すること。

## 9 工程管理

受注者は契約締結後、速やかに作業内容を規定した工程表を作成し、発注者に提出した上で承認を受けるとともに、各工程の項目ごとに進捗状況を正しく報告しなければならない。

## 10 再作業

業務完了後、受注者の過失又は遺漏に起因する不良箇所が発見された場合は、発注者が必要と認める訂正、補足その他の処理を速やかに行うこととする。

## 11 資料の貸与

既往調査の結果等、業務に必要な資料は発注者より貸与する。

## 12 情報の保護

受注者は、本業務遂行中に知り得た情報を、本市の許可無しに他に利用してはならない。  
また、本業務における成果物を、本市の承認を受けず複製又は、他に公表・貸与してはならない。

## 13 成果物等の著作権に係る取り扱い

成果物等の著作権に係る取り扱いについては、別紙「成果物等の著作権に係る取り扱いについて」のとおりとする。

## 14 協議

業務の内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて受注者と協議するものとする。

## 15 提出書類

受注者は業務着手前及び業務完了時に、次の関係書類を発注者に提出しなければならない。

- (1) 業務着手前
  - ア 委託業務着手及び管理技術者選任届（経歴書を添付）
  - イ 技術者名簿（経歴書を添付）
  - ウ 委託業務工程表
  - エ 業務計画書
- (2) 業務完了時（成果物と共に提出するものとする）
  - ア 委託業務完了届

## 16 成果物

受注者が納入する成果物は、以下のとおりとする。

なお、成果物の仕様等に当たっては、発注者と協議の上、決定するものとする。

- |                               |     |
|-------------------------------|-----|
| (1) 報告書（製本は A4 版パイプ式ファイルとする）  | 3 部 |
| (2) 電子データ（CD-R 等の電子媒体に格納したもの） | 3 部 |
| (3) 打合せ記録簿                    | 1 部 |

## 成果物等の著作権に係る取り扱いについて

成果物等の著作権に係る取り扱いについては次のとおりとする。

### 1 著作権の帰属等

受注者は、成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 8 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作権法第 2 章及び第 3 章に規定する著作者の権利（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）のうち受注者に帰属するもの（著作権法第 2 章第 2 款に規定する著作者人格権を除く。）を、当該成果物の引渡し時に発注者に帰属させる。

### 2 著作者人格権の制限

受注者は、発注者に対し、次の各号に掲げる行為をすることを許諾する。

この場合において、受注者は、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に規定する権利を行使してはならない。

(1) 成果物の内容を公表すること。

(2) 発注者の業務のために必要な範囲で、成果物を発注者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は発注者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。

3 受注者は、あらかじめ発注者の承諾又は合意を得た場合を除き、成果物の内容を公表してはならない。

4 発注者が著作権を行使する場合において、受注者は、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に規定する権利を行使してはならない。

### 5 受注者の利用

発注者は、受注者に対し、成果物を複製し、又は、翻案することを許諾する。